

【補助事業の流れ】

【補助対象者】

- ・市内の自らが所有する既存の住宅又は併用住宅に居住する個人
 - ・市内の賃貸目的の既存の住宅又は併用住宅に居住する個人（所有者又は管理者の承諾がある場合に限り）
 - ・市内に自らが所有し居住する住宅又は併用住宅を新築する個人
 - ・申請者又は申請者と同一世帯で生活する者に市税の滞納がないこと
 - ・申請者又は申請者と同一世帯で生活する者がこの補助金の交付決定を受けていないこと
 - ・暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）又は当該暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。
- ※併用住宅：事務所、店舗その他これらに類する用途をかねるもの

【申請書等】

- ・市役所危機管理課又は市ウェブサイトからダウンロード可能

【既存住宅等の分電盤に設置する場合】

【既設分電盤を撤去し感震ブレーカー等を設置する場合】 【新築住宅等に設置する場合】

電気工事店等に、感震ブレーカーの設置について、相談し見積書をもらう。

建設業者・設計業者・電気工事店等に、感震ブレーカーの設置について相談する。住宅新築の手続きを進める。

【交付申請】市役所危機管理課まで持参又は郵送

【申請期間】令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

★必ず、工事に着手する前に申請！

★令和8年3月13日（金）までに完了報告できること！

●申請に必要な書類

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・感震ブレーカーの設置場所が確認できる写真
- ・感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費が分かる見積書の写し
- ・在住市町村が発行する市税等の滞納がない証明（市外在住者の場合）
- ・湖西市感震ブレーカー設置事業補助金交付申請チェックシート

【交付申請】市役所危機管理課まで持参又は郵送

【申請期間】令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

★必ず、ブレーカーの設置工事に着手する前に申請！

★令和8年3月13日（金）までに完了報告できること！

●申請に必要な書類

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・感震ブレーカーの設置場所が確認できる写真又は設計図面、仕様書等
- ・在住市町村が発行する市税等の滞納がない証明（市外在住者の場合）
- ・湖西市内の住宅である書類の写し（新築時に設置する場合）
- ・湖西市感震ブレーカー設置事業補助金交付申請チェックシート

交付（不交付）決定通知書（様式第2号）

設置工事を業者に依頼

【補助事業を変更・廃止する場合】

★市役所危機管理課に要相談

★補助事業に要する経費が20%以上変更となる場合

★補助事業を廃止する場合

●申請に必要な書類

- ・承認申請書（様式第3号）
- ・変更見積書の写し（変更申請の場合のみ。分電盤を取り換える場合を除く）

【補助事業を変更・廃止する場合】

★市役所危機管理課に要相談

★補助事業を廃止する場合

●申請に必要な書類

- ・承認申請書（様式第3号）

承認通知書（様式第4号）

ブレーカーの設置工事完了、施工業者に工事経費の支払い

【完了報告及び交付金請求】市役所危機管理課まで持参又は郵送

★設置完了後30日以内または令和8年3月13日（金）まで

★必ず、工事経費の支払い後！

★申請の見積額と支払額が違う場合、提出前に危機管理課に連絡！

●完了報告及び交付金請求に必要な書類

- ・完了報告書（様式第5号）
- ・設置工事の施工前及び施工後の状況が確認できる写真
- ・補助対象経費の支払いを証する書類の写し
 - 現金払い：請求書＋領収書
 - 口座振替：請求書＋口座通帳表紙・記帳ページ
 - 口座振込：請求書＋振込明細書又は口座通帳表紙・記帳ページ
 - カード払：請求書＋カード売上票又はカード会社の利用明細書又は口座通帳表紙・記帳ページ
- 電子マネー：請求書＋領収書（レシート）又は取引履歴
- ※請求書：作業の内訳の分かるもの。
- ・設置を証明する書類（製造事業者（メーカー）が発行した保証書の写しなど）
- ・交付請求書（様式第6号）

【完了報告及び交付金請求】市役所危機管理課まで持参又は郵送

★設置完了後30日以内または令和8年3月13日（金）まで

●完了報告及び交付金請求に必要な書類

- ・完了報告書（様式第5号）
- ・設置工事の施工前及び施工後の状況が確認できる写真（新築の場合は、設置後の状況が確認できる写真のみ）
- ・設置を証明する書類（製造事業者（メーカー）が発行した保証書の写しなど）
- ・交付請求書（様式第6号）

・交付確定通知書（様式第7号）
・補助金の支払い